

春日部市建設工事請負に関する部分払取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日部市契約規則（平成17年規則第126号）及び春日部市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）に基づき、部分払の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部分払対象額)

第2条 部分払の対象となる額は、契約金額1億5,000万円以上の請負工事とする。ただし、債務負担行為又は継続費に係る請負工事（以下「債務負担行為等」という。）についてはこの限りではない。

(部分払請求)

第3条 受注者は、部分払を受けようとするときは、市長に約款に規定する部分払検査請求書（以下「部分払検査請求書」という。）に部分払認定内訳書（様式第1号）を添付のうえ提出するものとする。

(検査)

第4条 工事主務部長は、受注者から部分払検査請求書が提出されたときは、遅滞なく既成部分について総務部長（工事検査を担当する部長が置かれている場合にあっては、当該部長。以下同じ。）に検査依頼書を提出するものとする。

(検査結果の報告)

第5条 総務部長は、検査を終了したときは、その結果を春日部市工事検査規則（平成17年規則第156号）に規定する工事部分払認定証（以下「工事部分払認定証」という。）を送付し、市長に報告するものとする。

(部分払の決定)

第6条 市長は、前条の規定により工事部分払認定証を受けた場合は、部分払をすべき額を決定し、部分払金額通知書（様式第2号）により受注者に通知するものとする。ただし、決定にあたっての基準は、契約総額に対し出来高がおおむね40パーセントを超えたものとする。

2 債務負担行為等に係る決定にあたっての基準に関しては、各会計年度における支払限度額に対し出来高が40パーセントを超えたものとする。

(部分払請求書の提出)

第7条 前条の規定に基づき、部分払金額通知書を受けた受注者は、約款に規定する部分払金請求書（以下「部分払金請求書」という。）により市長に請求するものとする。

(部分払の支払)

第8条 市長は、受注者から部分払金請求書の提出がなされたときは、請求を受けた日から起算して14日以内に支払うものとする。

(部分払の支払回数)

第9条 部分払の支払回数は、年1回以内とするものとする。ただし、債務負担行為等にあつては、契約書記載の回数以内とする。

(部分払の取消し)

第10条 市長は、偽りその他不正な手段により部分払を受けた者があるときは、既に交付した部分払金の全部又は一部を返還させることができる。

(請負契約締結時の取扱い)

第11条 請負契約締結のときは、契約書に部分払に関することを明記し、取扱うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(春日部市工事請負に関する部分払取扱要綱の廃止)

2 春日部市工事請負に関する部分払取扱要綱(平成30年3月30日制定)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

様

春日部市長

部 分 払 金 額 通 知 書

第37条

下記工事について、春日部市建設工事請負契約約款 基づく部分払金額を

第41条

を決定したので通知します。

記

1 工 事 名

2 部分払金額 金

円